

伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トライアル荷主 伏木富山港に就航する国際定期コンテナ航路(国際フィーダー定期コンテナ航路を含む。以下同じ。)又は内航定期コンテナ航路を活用して、国内他港とのコスト比較やリードタイム、荷役環境などを検証する輸送実験(以下「輸送実験」という。)の実施のため、シフト貨物事業及び新規貨物事業の対象となるコンテナ貨物を輸出若しくは輸入又は移出若しくは移入する事業者をいう。
- (2) 小口混載貨物輸送 2社以上の荷主企業が、1つのコンテナに混載し、貨物の輸送を行うことをいう。
- (3) 定温輸送 コンテナ内の温度を一定に保つ機能を持つコンテナ(以下「リーファーコンテナ」という。)を利用して貨物の輸送を行うことをいう。
- (4) トライアル物流事業者 伏木富山港に就航している国際定期コンテナ航路を活用して、輸送実験の実施のため、貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する利用運送事業を営む事業者をいう。
- (5) シフト貨物事業 輸出若しくは輸入又は移出若しくは移入をしているコンテナ貨物を取り扱う事業者が発着地を国内諸港湾から本港に転換させ、本港の国際定期コンテナ航路又は内航定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出若しくは輸入をし、又は国内諸港湾との間で移出若しくは移入をするコンテナ貨物を取り扱う事業のうち、新規貨物事業を除くものをいう。
- (6) 新規貨物事業 輸出若しくは輸入又は移出若しくは移入をしているコンテナ貨物を取り扱う事業者が過去に本港の利用実績がなく、新規に本港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出若しくは輸入をし、又は内航定期コンテナ航路を利用し、国内諸港湾との間で移出若しくは移入をするコンテナ貨物を取り扱う事業をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、次の各号に掲げる事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 国内他港から伏木富山港へのシフト貨物や新規貨物の増大を図り、伏木富山港の物流拠点性の向上に資するため、輸送実験を行うトライアル荷主

(2) リーフアーコンテナを使った伏木富山港発着の小口混載貨物輸送サービスを実施し、輸送実験を行うトライアル物流事業者

(交付の対象経費、要件及び補助率等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、要件、補助対象期間、補助率及び上限額については、次表のとおりとする。

(1) トライアル荷主

区分	補助対象経費	要件	補助対象期間	補助率	上限額
通常枠	国内陸上輸送費、梱包料、国内荷役料、輸出入（移出入）諸経費、海上輸送費 (注)	①伏木富山港の物流拠点性の向上に資する計画であること。 ②事業実施により50TEU/年（内航定期コンテナ航路を活用する事業（以下「内航事業」という。）にあっては、10TEU/年）以上の取扱いが見込まれること。 ③モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。	輸送実験を開始した日から当該輸送実験を開始した日の属する年度の末日まで	1/2以内	1事業につき100万円（内航事業にあっては、20万円）
特別枠	国内陸上輸送費、梱包料、国内荷役料、輸出入諸経費、海上輸送費、シベリア鉄道輸送費	①伏木富山港の物流拠点性の向上に資する計画であること。 ②事業実施により50TEU/年以上の取扱いが見込まれること。 ③モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。 ④シベリア鉄道を利用してモスクワ方面と輸出入をすること。	輸送実験を開始した日から当該輸送実験を開始した日の属する年度の翌年度の末日まで	1/2以内	1事業につき200万円
小口混載枠	国内陸上輸送費、梱包料、国内荷役料、輸出入（移出入）諸経費、海上輸送費 (注)	①伏木富山港の物流拠点性の向上に資する計画であること。 ②モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。 ③伏木富山港発着の小口混載貨物輸送サービスを利用すること。	輸送実験を開始した日から当該輸送実験を開始した日の属する年度の翌年度の末日まで	1/2以内 (注)	1事業につき20万円（内航事業にあっては、4万円）

(注) 1 小口混載枠の海上輸送費については、1トン（又はm³）当たり5千円とする。

2 内航事業の補助対象経費となる国内陸上輸送費については、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に掲げる国内陸上輸送費を除くものとする。

(1) 移出の場合 到着港から着地までの国内陸上輸送費

(2) 移入の場合 発地から出発港までの国内陸上輸送費

3 内航事業の補助対象経費となる国内荷役料については、伏木富山港での荷役料に限る。

(2) トライアル物流事業者

	補助対象経費	要件	補助対象期間	補助率	上限額
小口混載枠	国内陸上輸送費、梱包料、国内荷役料、輸出入諸経費、海上輸送費	①伏木富山港の物流拠点性の向上に資する計画であること。 ②モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。 ③リーファーコンテナを使った伏木富山港発着の小口混載貨物輸送サービスを実施すること。	輸送実験を開始した日から当該輸送実験を開始した年度の属する年度の末日まで	サービスの輸送実績について、サービス実施に係る収支(損失分)の2/3以内	1事業につき23万円

(補助金の交付の申請)

第5条 トライアル荷主及びトライアル物流事業者が補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、それぞれ当該各号に定める書類を様式第1号による補助金交付申請書に添えて知事に提出するものとする。

(1) トライアル荷主

- ア 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助事業計画書(様式第1号の別紙1)
- イ 経費積算内訳(様式第1号の別紙2)
- ウ 収支予算書(様式第1号の別紙3)
- エ 事業スケジュール表(様式第1号の別紙4)
- オ コンテナ取扱見込み確認書(様式第1号の別紙5)
- ※小口混載枠の申請を行う場合は、提出不要
- カ 特別枠の初年度の交付を受けた実績のある事業者が、次年度の交付申請をする場合は、初年度に受けた交付決定通知書及び額の確定通知の写し
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) トライアル物流事業者

- ア 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助事業計画書(様式第1号の別紙1)
- イ 経費積算内訳(様式第1号の別紙2)
- ウ 収支予算書(様式第1号の別紙3)
- エ 事業スケジュール表(様式第1号の別紙4)

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、次のア又はイのいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
 - ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、トライアル荷主及びトライアル物流事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 知事は、前項第1号の承認には、必要に応じ条件を付し、又は、これを変更することができる。

(状況報告)

第7条 トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第5号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条第1項第2号の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は会計年度が終了する3月31日のいずれか早い日までに、それぞれ当該各号に定める書類を様式第6号による補助事業実績報告書に添えて知事に提出しなければならない。

(1) トライアル荷主

ア 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業実績報告書（様式第6号の別紙1）

イ 収支決算書（様式第6号の別紙3）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) トライアル物流事業者

ア 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業実績報告書（様式第6号の別紙1）

イ 補助金計算書（様式第6号の別紙2）

ウ 収支決算書（様式第6号の別紙3）

エ その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する補助事業実績報告書を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、トライアル荷主及びトライアル物流事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 知事は補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補助金の経理等)

第13条 トライアル荷主及びトライアル物流事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第14条 知事は、トライアル荷主及びトライアル物流事業者が行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者にこれを発表させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 小口混載貨物コンテナ利用促進補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付申請書

年度において伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業を実施したいので伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助事業計画書（様式第1号の別紙1）
- 2 経費積算内訳（様式第1号の別紙2）
- 3 収支予算書（様式第1号の別紙3）
- 4 事業スケジュール表（様式第1号の別紙4）
- 5 コンテナ取扱見込み確認書（様式第1号の別紙5）

様式第1号の別紙1

伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業計画書

1. 補助対象事業

伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業

【事業の概要を簡潔にご記入下さい。】

2. 補助事業名「」

【内容を把握しやすく、なるべく簡潔な題目にして下さい。】

3. 補助事業実施者

補助事業実施者	
代表者氏名	
住所	
電話番号	
資本金・出資金	千円
設立年月日	
従業員数	

4. 事業概要等

(1) 事業目的

【現状と課題、その必要性をご記入下さい。】

(2) 具体的内容

ア. 現在取り扱っている輸出入（移出入）の概要

【この事業の基礎となる物流の実績の内容についてご記入下さい。】

イ. 今回行おうとする事業の内容、規模及び方法

【上記事業目的を達成するための具体的物流ルート、輸送方法等、検討事項とその方法をご記入下さい。また、どの程度の規模、期間で行うかを記入し、その規模又は数量を選んだ理由をご記入下さい。】

(3) 期待される成果及び目標

【どのような成果を目標とするか等を以下の項目に留意してできる限り具体的にご記入下さい。】

- ・（シフト貨物の場合）現在利用している港又は利用を検討している港との比較（コスト、リードタイム、輸送環境など）
- ・伏木富山港利用における国内輸送費削減効果
- ・モーダルシフトによるCO2削減効果
- ・リスク分散によるリダンダンシーの確保

(4) 県の補助金交付を受けた実績（過去5年間）

5. 事業実施方法

(1) 実施体制

(2) 実施日程（開始予定日～完了予定日）

(3) 実施予定場所

経費積算内訳

経費区分		金額	積算内訳	備考
対象経費	国内陸上輸送費	円		
	梱包料			
	国内荷役料			
	輸出（移出） 諸経費			
	輸入（移入）諸 経費			
	海上輸送費			
	シベリア鉄道 輸送費			
	消費税			
その他				
消費税				
合計				

- ※対象経費については、見積書等の明細を添付すること。
- ※コスト比較、リードタイムなどを検証するために他港を活用した輸送費を含む。
- ※内航事業の補助対象経費となる国内荷役料については、伏木富山港での荷役に係るものに限る。

〈収入〉

(単位:円)

項目	予算額	備考
補助金	0	
自己資金	0	
合計	0	

〈支出〉

(単位:円)

区分	補助事業に要する経費	補助金の金額	備考
国内陸上輸送費			
梱包料			
国内荷役料			
輸出(移出)諸経費			
輸入(移入)諸経費			
海上輸送費			
シベリア鉄道輸送費			
その他			
消費税			
合計	0	0	

※補助金額は、千円未満を切り捨てること。

※トライアル荷主への小口混載枠の「海上輸送費」に対する補助金の金額は、1トン(又はm³)当たり5千円を上限とします。

※内航事業の補助対象経費となる国内荷役料については、伏木富山港での荷役に係るものに限る。

〈小口混載枠のみ記載〉

取扱貨物量	輸出(移出)	輸入(移入)	合計
	トン (m ³)	トン (m ³)	トン (m ³)

コンテナ取扱見込み確認書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業の実施にあたって、今後 5 年間のコンテナ取扱見込みとして、年間 50 TEU（10 TEU）以上の取扱いが見込まれることを下記のとおり確認いたします。

記

1. 今後 5 年間のコンテナ取扱見込み

区分		1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
輸出 (移出)	品目					
	積み出し港					
	仕向国（地方）・積み降ろし港					
	積替港					
	コンテナ取扱量（TEU）					
輸入 (移入)	品目					
	相手国（地方）・積み出し港					
	積み降ろし港					
	積替港					
	コンテナ取扱量（TEU）					
合 計						

2. 理由

【事業実施から何年後に年間 50 TEU（内航定期航路を利用する事業にあつては、10 TEU）以上取り扱う見込みなのか具体的にご記入ください。】

様式第2号

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容（及び経費の配分）を下記のとおり変更したいので、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

様式第3号

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名
2. 理由
3. 中止の期間（廃止の時期）

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱第6条第1項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金に係る状況報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の実施状況について、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 補助対象経費
4. 補助金額
5. 実施額
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 1. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

様式第6号

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業について、富山県補助金交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1. 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金補助事業実績報告書（様式第6号の別紙1）
2. 補助金計算書（様式第6号の別紙2）
3. 収支決算書（様式第6号の別紙3）

様式第6号の別紙2（トライアル物流事業者のみ提出が必要）

補助金計算書

<補助事業に要した経費>

<単位：円>

項目	補助事業に要した経費	備考
国内陸上輸送費		
梱包料		
国内荷役料		
輸出諸経費		
輸入諸経費		
海上輸送費		
その他		
消費税		
合計		…①

<補助事業に係る売上>

<単位：円>

項目	補助事業に係る売上	
売上		…②

<単位：円>

【収支（経費（①）－売上（②））】		…③
-------------------	--	----

<単位：円>

補助金額（収支（③）×2/3）	
-----------------	--

※補助金額は、千円未満を切り捨てること。

収 支 決 算 書

〈収入〉 〈単位：円〉

項 目	予算額	決算額	差額	積算内訳	備 考
補助金					
自己資金					
合 計					

〈支出〉 〈単位：円〉

項 目	交付決定額	補助事業に 要した経費	補助金の金額	積算内訳	備 考
国内陸上 輸送費					
梱包料					
国内荷役料					
輸出（移出） 諸経費					
輸入（移入） 諸経費					
海上輸送費					
シベリア鉄道 輸送費					
その他			/		
消費税					
合 計					

※対象経費については、支払額等の明細を添付すること。

※補助金額は、千円未満を切り捨てること。